

Q 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」って何?

インターネットは便利なものですが、一方で親の目が届かないところ子どもたちが、出会い系サイトやアダルトサイト、自殺方法に関するサイト等の有害情報が含まれるサイトに簡単にアクセスできてしまったり、個人情報を書き込んでトラブルになる危険性があります。このようなサイトから発生する事件やトラブルが年々多く発生しています。

この法律は、子どもたちが、安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、

- ① 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる
- ② フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取組を政府が支援する

ことを基本としてインターネット関係事業者に義務などを課すとともに、保護者や、インターネットの利用者みんなて、子どもたちを有害情報から守る取組を求めています。

平成21年4月1日から施行されます。



「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」について

この法律の概要は、以下のホームページでも紹介しています。

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html> (PC用)
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/keitai/index.html> (携帯用)



フィルタリング紹介サイト

フィルタリングサービスの詳細は、以下のホームページにも紹介されています。

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html (PC用)
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/i/index.html (携帯用)



経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html
 社団法人電気通信事業者協会(携帯電話・PHSのフィルタリング)
<http://www.tca.or.jp/japan/information/keitai/index6.html>
 財団法人インターネット協会(フィルタリングソフト)
<http://www.iajapan.org/filtering/>

子どものインターネット利用について

子ども向け、保護者向けの啓発資料をはじめ、有害情報対策のための関連情報を以下のホームページで紹介しています。

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kusei/taisaku/index.htm

通報・相談窓口やQ&Aなど

内閣府「IT利用被害ホームページ」(有害情報に関するお問い合わせページ)
<http://www.it-anshin.go.jp/>

平成21年4月1日施行

4/1

子どもたちを

有害情報から守るために

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が4月1日に施行されます。

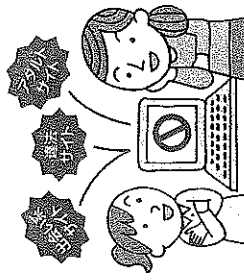


フィルタリングを積極的に利用 して有害サイトをシャットアウト!!

Q

フィルタリングって何?

インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する便利な機能です。しかし、フィルタリングは万能ではありません。そのため、親子でフィルタリングの特徴や機能を正しく理解して、インターネットの利用ルールについて一緒に考えていくことが大事です。



Q

フィルタリングってどんな方法なの?

フィルタリングには、次の3つの方式があります。

①ホワイトリスト方式

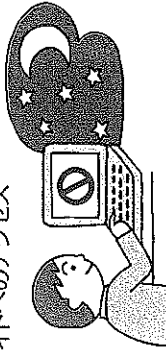
子どもにとって安全と思われるサイトのみアクセスでき、それ以外のサイトへはアクセスを制限する方式。

②ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど、子どもにとって有害な特定カテゴリのサイトへのアクセスを制限する方式。

③利用時間制限

子どもが一人で夜中にアクセスできないよう、夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止させる方式。



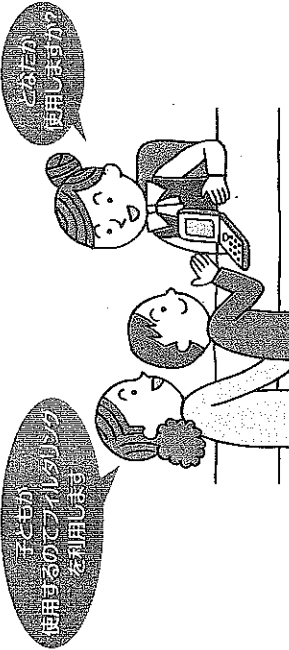
1

子どもたちを有害情報から守るため、 これからは家庭と事業者とでスクラムを!!

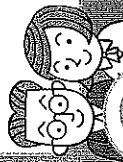
保護者として、しなければならぬこと

(第6条、第17条第2項)

- 子どもがインターネット上の有害情報の悪影響を受け無いよう、フィルタリングソフトやサービスなどの活用を検討しよう。
- 18歳未満の子どものために携帯電話やPHS端末を購入、使用させる場合は、保護者がその旨を事業者に申し出る。



※フィルタリングサービスの経過措置
法の施行前に保護者が、18歳未満の子どもが使う携帯電話・PHSについてフィルタリングサービスを不要との申し出をした場合は、フィルタリングはかかりません。

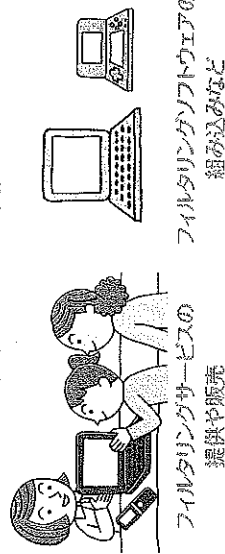


2

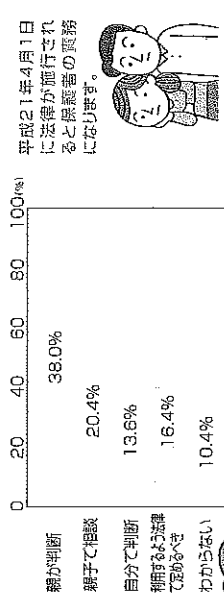
インターネット事業者の義務

(第17～19条)

- 18歳未満の子どもが携帯電話・PHSでインターネットを利用する場合には、事業者はフィルタリングを提供する。
(保護者の方の申出があれば解除できます。)
- 契約数5万件以上のインターネット接続事業者は、利用者からの問い合わせに応じて、フィルタリングを提供したり、提供・販売するサイトを紹介する。
- インターネット接続ができる機器を製造する事業者は、フィルタリングを利用しやすくして提供する。

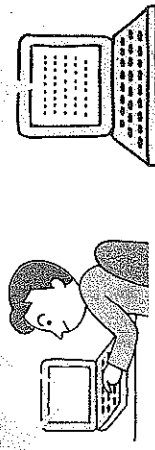


★携帯電話のフィルタリング・サービス利用についての保護者の考え
(平成18年4月1日時点)



自分のウェブサイトや自社サーバーにより有害な情報発信があった場合、子どもが閲覧できないような措置をとる。

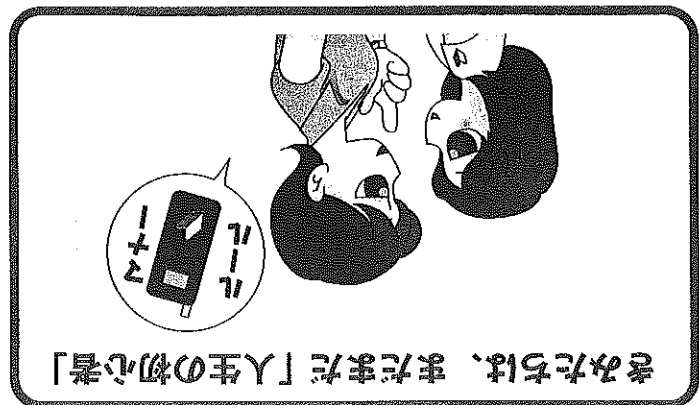
保護者などからの問い合わせを受け付けるための窓口を整備する。



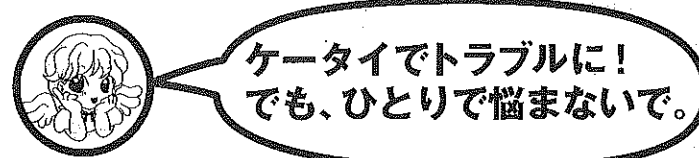
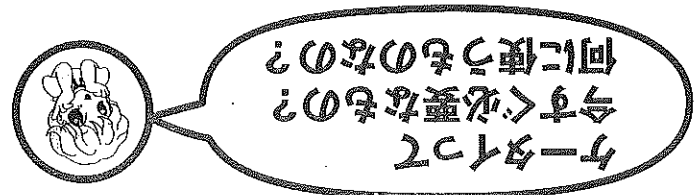
有害情報の防止
フィルタリングソフト

- 例) ☐ 食事中は使わない ☐ 1日の利用時間は60分まで
☐ 自分の個人情報送らない ☐ 悪口を書きこまない
☐ 家ではリモコンで使う ☐ 充電器はリビングに置く

どんな時に使うのか、何のために使うのか、保護者と話し合っルールを作ってみよう。



「私は気を付けているから大丈夫」と思いこんでいても、ケータイは知らないうちに未知の世界に入ってしまう危険がある。フィルタリングをかけなかったり、ルールやマナーを守らないために、思わぬトラブルに巻き込まれてしまうコソサがある。



ステップ1

知らない人には会わない

NO!

個人情報は絶対に明かさない

NO!

お金を払わない

NO!

ステップ2

家族に、先生に聞こう

ステップ3

近くの警察や消費者センターに相談しよう

困った時の相談窓口
警察総合相談窓口:
全国共通短縮ダイヤル
「#9110」
(ケータイからも可)

保護者のみなさまへ

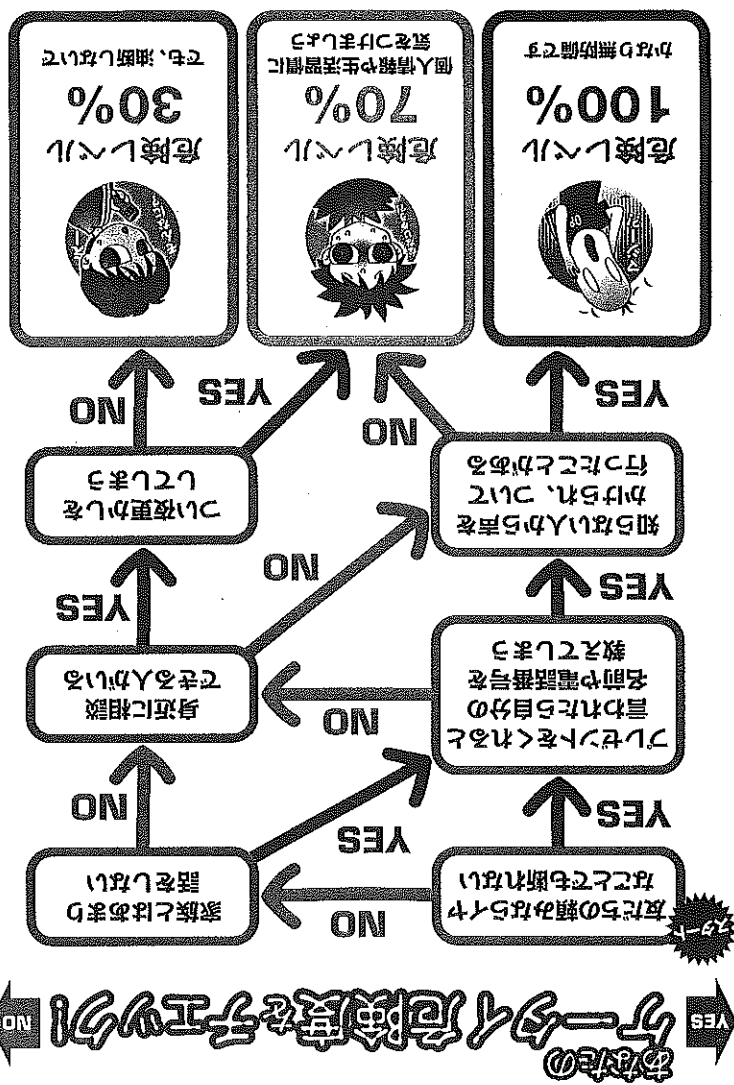
小学校高学年から中学校入学の時期に携帯電話を持つ子どもが多くなっています。青少年を有害情報環境から守るためのこのリーフレットが、安全・安心に携帯電話を利用することができるよう、子どもたちと一緒に考えるきっかけとなることを願っています。

- 携帯電話がもたらす危険性を十分知っていますか? 子どもに教えられるですか?
- 子どもに持たせる携帯電話にインターネット機能は必要ですか?
- 子どもが持つ携帯電話のフィルタリングサービスを知っていますか?

出会い系サイトやアダルトサイトなど有害サイトへのアクセスを防ぐ「有害サイトアクセス制限サービス」を、携帯電話会社が無料で提供しています。各携帯電話会社等へお問い合わせください。
 NTTドコモ 0120-800-000 (無料) ソフトバンク 0088-21-2000 (無料)
 KDDI (au) 0877-7-111 (無料) ウィルコム 0120-921-156 (無料) イー・モバイル 0120-736-157 (無料)

■ 携帯電話の利用状況を把握していますか? 利用のルールを作ることをおすすめします。
 これらのことを十分考えて、子どもと一緒に携帯電話の使い方について、話し合ってみてください。

◇お役立ち情報のページ <http://www.iajapan.org/kids/link.html> ※フィルタリングの指針もついています。



ネット安全安心全国推進会議
(文部科学省・財団法人インターネット協会)



●メールや掲示板の発信者はわかる
メールを集中して送りつける、掲示板で中傷する、個人情報や画像を掲載する。

左のマンガの例のように、誰なのかはわからない例も、実は送った人や書いた人は特定できる。ケータイはインターネットでつながっているのだから、悪意ある人を追跡することができるんだ。

●なぜ発信者がわかるのか？
パソコンにはそれぞれ通った「IPアドレス」が振られていて、携帯電話にはそれぞれ通った「団体識別番号」が振られている。その「IPアドレス」や「団体識別番号」とアクセス時刻などの記録があれば、発信者までさかのぼることができる。

●アドバイス
「自分がされてイヤなことはしない」そういう相手のことを思いやる気持ちを忘れないようにしてください。会話より文字はキツく感じるもの。言葉ひとつひとつを大事にすれば文章力アップにつながる。

男子中学生匿名：プロフの掲示板に中傷書きこみ 2008年4月
男子中学生(14)が少年(17)に金庫バットで殴られ重傷。男子中学生がプロフに少年と同じ暴走族の格好をした自分の写真を載せたことをきっかけに、掲示板に「中3のガキに馬鹿にされた」などと約10人が20回以上おたたり、双方の中傷を繰り返して書きこんでいた。

男子高校生死亡：自分のプロフに中傷書きこみ 2008年7月
男子高校生(15)が元同級生の少年(15)に暴行を受け死亡。男子高校生がプロフに「ギターをやる奴にこんな奴はいない」などと書いたことで少年は腹をたてた。

誰かが見ているよ！
いじめはとても
恥ずかしいこと
ケータイ
いじめ



これ何？ 不思議なメール

メールアドレスが他の人に使われている、どうして？

●解説
これは誰かのいたずらで、他人の携帯アドレスを偽装する「なりすましメール」。ケータイ画面からは本人からのメールかどうか判断ができないのが、やっかい。自分から自分に届くものもある。

●アドバイス
不思議なメールをもらったら怪しいと思う。「私のアドレスからのメールだ」「この人がこんな事を言っわけがない」と、どんどんゴミ箱に捨ててしまおう。
ケータイの設定で迷惑メールを受信拒否する方法があって、なりすましメールも拒否できる。みんなで各携帯電話会社等の迷惑メール対策を設定すれば解決する。

簡単に信じないで…
楽しそうな
サービス

●占いサイト
いつも届くメールに恋占いのサービスがあったので、自分の情報を書いて送信し、何も疑うことはなく結果ボタンをクリックした。その後メールが何通も届くので、なんだろうと聞いてみたら、出会い系サイトに登録されていた。

●懸賞サイト
懸賞の応募でメールアドレス等を入力した後に、いきなり出会い系サイトの登録完了画面があらわれた。1日に何十通もメールが届くので、退会したいと問い合わせたが全く無視。メールの量も減らない。

●解説
これは、「占い」や「懸賞」「無料着メロ」などのサイトから個人情報を入手させ、連携している出会い系サイトへ勝手に登録されてしまうというもので、トラブルが増えている。個人情報を手手するだけの目的のもので、個人情報は悪徳業者に売られる可能性が取り返すのは不可能だけど、無視し続けるかメールアドレス変更をする対策しかない。お金の請求があっても払わなくて大丈夫。



「電子契約法」
申込みの確認画面がない場合には、操作ミスで入力してしまった申込みなどの無効を主張できる。

ネットでの発言だって罪になる

姿が見えないからと言いつばなしは通用しない。面白半分の書きこみでも多くの人が見るから立派な犯罪となるのだ。子どもの被害件数も多数で、未成年でも逮捕されている。

●例1：特定の個人に対する悪口、中傷
「名義盗用」や「侮辱罪」などの対象となる。

・13才女子中学生
学校裏サイトとよばれる掲示板で、実名をあげた中傷の書きこみをした

●例2：犯行予告

「放火する」「殺す」などの犯行予告があれば警察や学校が警戒体制をとったりして、業務が妨害されるので、「業務妨害罪」の対象となる。

・13才男子中学生
掲示板に新築駅を放火し無差別殺人をすると言った

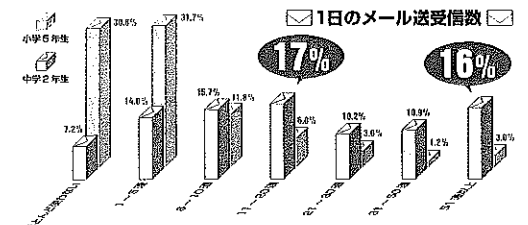
・17才女子高校生
掲示板に新築駅を放火し無差別殺人をするなどと予告した

見直しゾーン

勇気をもってメールをとめる宣言を！ケータイ依存



●解説
H本PTA全国協議会が2007年に実施した「子どもとメディアに関する意識調査」(小学5年生と中学2年生の子どもの保護者を対象)では、

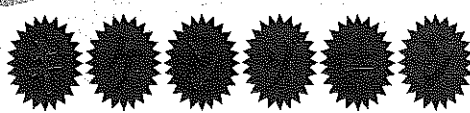


中学2年生の1日の携帯メール送受信数は11~20通が最も多くて17%だったが、51通以上も16%いた。さらに「深夜でもかまわずメールのやりとりをしよう」が51%や「メールが返ってこない不安になる」と感じる子どもも多かった。ところが、本音を聞いてみると、嫌っているという理由のために一生懸命メールを送っていることが多い。「ここで終わり」の文句にたどりつくまでタイミングがわからず、延々とメールを送り続けている。やさしい気持ちを見せかけで伝えるために…。

●アドバイス

つまり、答えは簡単。誰かが勇気をもって宣言してしまえばいい。例えば
■夜6時から7時は食事なのでケータイチェックはしません。
■夜8時から10時は勉強や自分の好きなことをするので、すぐには返事しません。
■夜10時以降は電源を切っています。
●どうしてもすぐに返事できないこともあることをわかって！

こうすることで、自分はメールに追われる強迫観念から逃れられるし、相手もラクになるでしょう。メールに夢中になる時もあるだろうが、宣言しておくだけでも全然違うはずだ。そしてケータイから離れた開放的な気分になれば、本心の言葉が出てくるはず。見せかけではない本当のやさしい気持ちがこもったメールとなり、そのメールを受けた相手はやさしい気持ちになっていくといいね。



プロフ、ゲーム、メル友、ブログ
かくれたワナ！
本当に友だちなの？

コミュニティサイト

●解説
同じ趣味をもった人が集うサイトなら、きっと気の合う友だちが見つかる。それに、怪しそうな出会い系サイトじゃないから安心と思うのは落とし穴。相手は同世代の同性と思っていたら、そうでなかったり、カレンとして付き合っているつもりで、名前や学校名を教えたままに、暴行、誘拐、恐喝などの事件に巻き込まれたりするかもしれない。

●アドバイス

自分は絶対に大丈夫と思わないで。「自分の情報を教えること＝危険なこと」そして「会うこと＝もっと危険なこと」と思しましょう。はじめやさしいのは、相手の狙いだったりする。本当の顔が見えないケータイで素直な出会いを求めないで。

また、お金をあげるからと写真や自分のものを送らせる手口もある。特に顔がわかる写真は危険で、一度ネットに流れた写真は、あちこちに載せられたり加工されたりして、取り戻すことはほとんどできないんだ。

プロフに個人情報 女子中学生刺される 2008年5月
女子中学生(15)が自分のプロフに顔写真や住所を掲載していた。そのページに男性(36)が「今日なにしてた?」「なに食べた?」といったわいちゃいやりとりを書きこみ、男性は一方的に好意を募らせていった。ところが、返信がなくなり拒絶されたと感じて、帰宅前に待ち伏せして刺した。

人気サイトを見つめると、不慮な友だちがしや女の子のふりをした男の人に誘われて怪む書きこみを見かけた。危険なので注意しよう。
例「メル友募集ー。誰でもOKです。私はちゅう3です。メルアドは……@…….jpです。」
例「誰か助けて。女の子だと思ってメールしたのに男の人だったんです。そしていっぱいメールしてくるんです。」



保護者の
皆さまへ
お子さまと一緒に
お読みください



(文部科学省・財団法人インターネット協会)
ネット安全安心全国推進会議

我が家のオリジナルのルールを作ってみよう
ひととおりチェックしてみましょう

1. どんな時に使う
時間が心配

- (例)
- ☐ 食事中は使わない
 - ☐ お風呂に持ち込まない
 - ☐ 夜____時をすぎたら利用しない
 - ☐ 利用は1日____分まで
 - ☐ 家ではリビングで使う
 - ☐ 充電器はリビングにおく

2. なんのために使う
やりとりが心配

- (例)
- ☐ 自分の個人情報を書かない
 - ☐ 悪口を書き込まない
 - ☐ 迷惑メールに返信しない
 - ☐ チェーンメールを転送しない
 - ☐ 知らない人からメールがきたら保護者に報告する

3. 使うための約束
料金が心配

- (例)
- ☐ 明細で料金を確認する
 - ☐ 料金が____円を超えた分はおこづかいで払う
 - ☐ 料金が____円を超えた翌月はケータイを使用しない
 - ☐ 着メロ、音楽、ゲーム等は勝手に会員登録やダウンロードをしない

その他のルール

(例) 暗証番号やパスワードを勝手に設定(変更)しない

☐

☐

☐

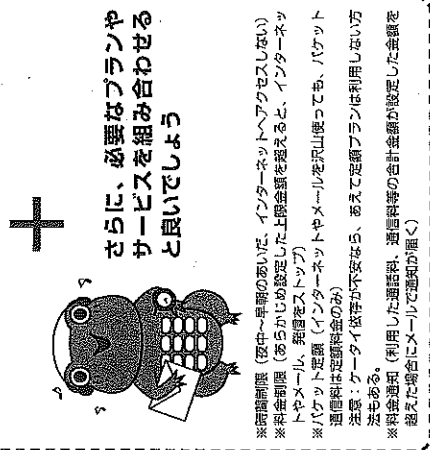
イエローカード (1 回守れなかったら)

レッドカード (2 回守れなかったら)

※子どもに無理のないルールで、子ども自身に書いてもらうとよいでしょう。(例) 1 日とりあげる。(例) ケータイの中を見てもよい。

年 月 日 子どものサイン

保護者のサイン

[illegible]

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）関係条文抜粋

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。

3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であつて青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

4 前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。

一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

5 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）をいう。

6 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）をいう。

7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又は PHS 端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

8 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。

9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）をいう。

10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、イ

ンターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。

11・12 (略)

(基本理念)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第五条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等

(インターネットの適切な利用に関する教育の推進等)

第十三条 国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発及び普及を促進するため、研究の支援、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及)

第十四条 国及び地方公共団体は、家庭において青少年によりインターネットが利用される場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットの適切な利用に関する広報啓発)

第十五条 前二条に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長に資するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のインターネットの適切な利用に関する事項について、広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端

末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

- 2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

※法律及び関係政令の全文については、以下のホームページにて閲覧できます。

内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

本件通知に関する連絡先一覧

府省庁	担当課	担当者	TEL
内閣府	政策統括官(共生社会政策担当)付 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進準備室	臼井参事官補佐 黒田参事官補佐 内藤参事官補佐	03-3581-9279(直通)
総務省	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	大内課長補佐 濱島係長	03-5253-5843(直通)
	自治行政局地域情報政策室	石川課長補佐 森岡係長	03-5253-5525(直通)
経済産業省	商務情報政策局情報経済課	五十棲課長補佐 下司係長	03-3501-0397(直通)
内閣官房	IT担当室	間仁田主幹 豊重主査	03-3581-3433(直通)
文部科学省	スポーツ・青少年局青少年課	妹尾専門官 本田係長	03-6734-2966(直通)